

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

①専門人材マッチング：

人材の活用とは能力・実績のみならず、人材固有の興味や物事の考え方の違いも含めて考慮すべきという観点から、AI を活用した「求職者のスキル、経験、志向性等」様々な角度での人材詳細分析に基づき、さらに入間が持つ「直感力」も含めて、専門性を持つ人材と求人企業とのマッチング精度を高める取り組みを行っている。

②グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）：

「手持ちの電子媒体を用いて e-ラーニング教材を簡易に開発可能なツール」を企業様向けに販売・運用サポートを促進し、企業研修分野において CO2 削減に貢献している。

③健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）：

価格転嫁、支払条件については、取引先が納得できる形で弊社と取引を行えるようにスムーズに連携している。

（工夫のポイント）

●人材活用については、多角的な視点での人材評価と人材配置の環境分析結果のマッチングが不可欠であるという考えが根底にあり、評価、分析、マッチングの誤差範囲をなるべく少なくするために AI 導入に至った。AI を活用しつつ、同時に人間の「野生的な勘」もマッチングには使っていくが、両者は相反するものようで、融合させることでポジティブな相乗効果を生み出していく。

●紙媒体メインの従来の研修教材から電子媒体での研修教材を普及させることはダイレクトに CO2 削減に繋がっていくため、改めて取り組み宣言したいと考えた。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組

みます。下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

約束手形利用は一切行いません。その方針を取引企業様にはご説明を十分行った上でご理解いただき、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2024年7月9日

株式会社ハッピフィーリング

代表取締役 望月綾子

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。